

議第24号

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアにおけるトレーニング環境の充実及びエリアの活性化を図るため改正しようとする。

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

高山市企業立地促進条例（平成18年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(助成金対象業種)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(助成金対象業種)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項に規定するもののほか、高地トレーニングのための環境を整備すべき区域として規則で定める区域内（以下「高地トレーニングエリア」という。）に、事業所等を新設、増設又は移設しようとする宿泊業（規則で定めるものに限る。以下同じ。）及びスポーツ施設提供業は、助成金の対象業種とする。</u></p>

改正前

別表第1（第3条、第7条関係）

助成金の種類	交付の要件	助成金の額	交付の時期及び期間
雇用促進助成金の項・事業所等設置助成金の項（略）			
事業所等新設助成金		投下固定資産の取得価格の合計額（以下「投下固定資産総額」という。）の100分の10以内	操業開始した年度又は翌年度の100分の10以内
事業所等借上助成金	基準日において、当該基準日前1年間に支払った借上料等が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、借上料等を支払っていること。	基準日前1年間に支払った借上料等の100分の50以内、1億円を限度とする。	操業開始した年度の翌年度から5年間

改正後

別表第1（第3条、第7条関係）

助成金の種類	交付の要件	助成金の額	交付の時期及び期間
雇用促進助成金の項・事業所等設置助成金の項（略）			
事業所等新設助成金		投下固定資産の取得価格の合計額（以下「投下固定資産総額」という。）の100分の10以内（ <u>高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業においては、100分の20以内</u> ）の額	操業開始した年度又は翌年度の100分の10以内
事業所等借上助成金	基準日において、当該基準日前1年間に支払った借上料等が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、借上料等を支払っていること。	基準日前1年間に支払った借上料等の100分の50以内（ <u>高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業においては、100分の60以内</u> ）の額。ただし、 <u>交付期間において1億円を限度とする。</u>	操業開始した年度の翌年度から5年間

別表第2（第5条、第9条関係）

助成金の種類	指定の要件	
	投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数
雇用促進助成金の項（略）		
事業所等設置助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上（ <u>過疎地域にあつては、2,700万円を超える場合</u> ）であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあつては1,000万円以上、その他の企業にあつては2,000万円以上であること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上増加していること。ただし、 <u>本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては5人以上、その他の企業にあつては10人以上であること。</u>

別表第2（第5条、第9条関係）

助成金の種類	指定の要件	
	投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数
雇用促進助成金の項（略）		
事業所等設置助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上（ <u>過疎地域にあつては、2,700万円を超える場合</u> ）であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあつては1,000万円以上、その他の企業にあつては2,000万円以上であること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上（ <u>本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては5人以上、その他の企業にあつては10人以上</u> ）増加していること。ただし、 <u>高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業にあつては、1</u>

事業所等新設助成金の項 (略)			人以上増加していること。		
事業所等借上助成金	年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、年間の借上料等が見込まれること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上増加していること。ただし、本社機能移転計画による場合は、 <u>中小企業にあつては5人以上、その他の企業にあつては10人以上であること。</u>	事業所等借上助成金	年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、年間の借上料等が見込まれること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上、 <u>(本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては5人以上、その他の企業にあつては10人以上)増加していること。ただし、高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業にあつては、1人以上増加していること。</u>

附 則

この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の高山市企業立地促進条例の規定は、施行日以後に操業開始する事業所等について適用する。